

2025 年度 ICOM 日本委員会理事会・総会の開催について（報告）

ICOM 日本委員会事務局

2025 年度の理事会・総会は、5 月 18 日東京国立博物館を会場に開催され、予定された議題について審議・報告が行われ所期の予定を終了しました。ここに、以下のとおりその概要を報告するとともに、当日の資料を掲載しますのでご参照ください。

- ・ 今年度の総会は、ICOM 日本委員会としては初めて、理事会と総会をそれぞれ独立して開催した。
- ・ 開催に際して、青柳正規委員長から、今年度の理事会・総会はそれぞれ独立した会議として開催することについての説明とともに、委員会の運営基盤の整備のために、日本委員会の個人会員の会費の値上げについて承認していただいたことへの謝意が示された。また、今年度は、今後の日本委員会の活動の充実に向け、次期理事改選から、定数の半数未満の理事について会員が立候補できる制度の導入を審議する旨の説明と協力依頼等があった。
- ・ 午前中の理事会においては、理事会成立の条件を満たしていることの確認の後に、予定された議案について審議・報告がなされ、すべての議案について承認され、総会に諮ることとなった。
- ・ 午後に開催された総会においては、総会成立の条件を満たしていることの確認の後に、予定された議案について審議・報告がなされ、すべての議案について承認された。
- ・ 昨年の会費値上げに続き、2025 年度は、理事会・総会の個別開催、理事への立候補制の導入等、日本委員会の活動充実に向けた取り組みについて、会員のご理解をいただくことができた。

ご承知のとおり、2023 年に開催されたプラハ大会において ICOM の博物館定義が改定され、日本においても、改正博物館法が施行され 2 年が経過しています。

本年 11 月の ICOM ドバイ大会のテーマ「急激に変化するコミュニティにおける博物館の未来」は、まさに現在の世界情勢を表現していると思いますが、博物館に期待される役割もさらに大きく多様になりつつあり、同大会では、新たな ICOM 倫理規程について提案がなされる予定です。

こうした状況の中で、我々日本委員会の担う役割は重要であり、柔軟で機動的な組織として活動することが求められ、昨年度から、理事はじめ会員の皆さまのご協力の下に、組織改革に取組み始めたところですが、今後も更なる活動の充実のために、引き続きのご支援をよろしくお願い申し上げます。

事務局からの註記；

- ・ 今年度の理事会では、2024 年度の会費収入が大きく増加している点について確認があった。これはコンスタンストに会員数が増加している点と円安の影響によるものである。会費収入の増加は数値的には増収に見えるが、大部分は所定の会費として本部へユーロ建てで納めることになるので、日本委員会の収入増に顕著な効果があるとは言えない状況である
- ・ 2024 年度は、事務費賃金を大きく減少させることができ、経常収支は前年度と比べ改善させることが

できた。

・昨年度理事会・総会で承認いただいたとおり、2025年より会費を値上げしたことにより、2025年度の収入見込み額が増加し、日本委員会としての収支状況は改善が見込まれる。

ただし、2025年度単年度ではなく、これまでの複数年度で見ると累積赤字が解消されない状態が続いている状況にある。今後も引き続き、会員優待館の増加や日本委員会の活動の充実、ホームページ等での広報活動等をより一層充実させること等により、会員数増加に向けての取り組みを強化するとともに、支援者の獲得による資金調達等に取り組む必要がある。

(文責：事務局長 半田昌之)

2025 年度 ICOM 日本委員会総会



ICOM日本委員会

2025年度総会議事次第

日 時 2025年5月18日（日）13：00～13：45

場 所 東京国立博物館 平成館大講堂

議 題

1. 2024年度事業報告及び収支決算について
2. 2025年度事業計画及び収支予算について
3. 新入会員の承認について（報告）
4. 理事の立候補制導入に係る規程の改正等について
5. ICOM の動向等について（報告）
 - (1) ICOM の最新動向 栗原 祐司 ICOM 日本委員会副委員長
 - (2) Ethics Committee の検討状況について
 - (3) その他（各理事からの情報提供等）

資 料

1 - 1 2024年度事業報告及び収支決算について（案）
1 - 2 監事監査報告書
1 - (参考資料) 会員数の推移
2 2025年度事業計画及び収支予算について（案）
3 - 1 ICOM 日本委員会規程 2025年改定案
3 - 2 ICOM 日本委員会規程改正案(新旧対照表)
3 - 3 ICOM 日本委員会理事選出細則（案）

以上

第1号議案：2024年度事業報告及び収支決算について（案）

1. 2024年度事業報告（2024年4月1日～2025年3月31日）

（1）会議ほか

- ア. ICOM日本委員会理事会および総会（5月19日 国立民族学博物館 セミナー室）
- イ. ICOM年次総会・臨時総会・諮問会議等（6月10日～12日・フランス・マルセイユにてハイブリッド開催）（栗原副委員長出席）
- ウ. その他必要に応じ諸会議の開催・出席

（2）その他ICOM活動への参画

ア. ICOM AWARD

博物館での持続可能な取り組みの実施例として、国立民族学博物館が「International training course “Museums and Community Development” for museum staff from developing countries」プロジェクトについて、金沢21世紀美術館が「Museum Practice as Resilience and Curation」プロジェクトについてICOM AWARDに応募した。

イ. ICOM Resolutions

ICOM Resolutions CommitteeよりICOMの次期3カ年行動計画についての意見提出の求めに対し、当委員会では会員からの意見を募集、それを理事会で諮り当委員会が提出すべき内容について審議した。その結果、理事からの提案により、ドバイ大会のテーマならびにサブテーマの趣旨に沿い以下の意見書を提出した。

テーマ：「Bridging Online and Onsite Visitors to Enhance the Preservation of Survivor Memories」
日本被団協がノーベル平和賞を受賞したことを踏まえ、ICOMが核廃絶というメッセージを世界と共有する仕組みを有しており、博物館の専門家はそのために有効な方法を見出さなくてはならない。具体的には、1. デジタルをはじめとする新たな技術を活用し、2.若い世代の参加と行動を促すプラットフォームを構築、3. 核廃絶を求める市民運動の歴史や価値観など無形の文化遺産を世界中の次世代に引き継いでいくことの重要性を伝えた。

ウ. ICOM倫理規程改定

東理事を中心とするワーキンググループ（4名の会員がメンバーとして参加）にて改定案（セカンドドラフト）を精査、日本委員会としての意見を取りまとめ本部に意見書を提出した（2025年4月提出）。

（3）主催事業

ア. 「国際博物館の日」記念事業の実施

2024年「国際博物館の日」のテーマ“Museums for Education and Research”（学びと研究のための博物館）に沿って、5月18日の「国際博物館の日」を中心に記念事業の開催等協力を求め、入館料の減免、記念品の作成・配付、特別展や講演会の開催等の記念行事を展開した。

全国で、199館313件の教育普及、入館料減免、記念品贈呈などの事業が実施された。

イ. 「国際博物館の日」記念シンポジウムの開催

5月19日に国立民族学博物館で開催した。

「学びと研究のための博物館」をテーマとして、創設50周年を迎えた国立民族学博物館の吉田憲司館長（現同館名誉教授）の特別公演をはじめ、博物館に求められる社会包摂等についての先進事例等の発表と討論を実施し、終了後にオンデマンドで配信した（会場参加：82名、オンデマンド視聴回数：649回（2025年5月3日現在））。

（4）関連事業（共催・後援等）

ア. ICOM-ICMS（博物館セキュリティ国際委員会）オンライン会議（2025年1月31日）を共催した。

イ. その他、ICOM日本委員会として意義を認める会議等への周知協力等を行った。

（5）諸活動

ア. ICOMその他関連会議等への参加支援

各ICOM国際委員会の年次総会や研究大会に日本から積極的に参加する会員等を支援するため、文化庁在外派遣事業の補助金等に関する情報等を共有し支援した。

イ. ウクライナの博物館・文化遺産の保全・復旧活動支援のための取組み

2024年11月22日、ICOM日本委員会と日本博物館協会でお預かりしていたウクライナ支援のための寄付金総額29,624,390円を、ICOMウクライナが管理する銀行口座へ送金した。当初ICOM本部への送金を予定していたが、ICOM本部では既に寄付金口座を閉じていたため、ICOMウクライナ国内委員会ならびにICOM本部と連携し、ICOMウクライナに直接送金する運びとなった。ICOMウクライナ委員長からは、寄付金がどのように活用されたかについて定期的にご報告いただくこと、また、寄付金がICOMウクライナの銀行口座で保管、管理されること、ウクライナの文化財、文化施設の復旧・復興以外の目的には使用しないことをお約束いただいている。

現在も寄附金の募集を継続して行っており、2025年5月3日現在、3,131,970円の寄付金をお預かりしている。なお、今回の取り組みに対し、ICOM Heritage Protection DepartmentならびにEmma Nardi ICOM会長より、ICOMネットワークが委員会の枠を超えて結束できることを示した素晴らしい例であり、ICOMが目指す国際協力を体現するものである、とのお礼状をいただいた。

ウ. The Best in Heritageへの日本博物館協会賞受賞施設の推薦

第5回日本博物館協会賞を受賞した小樽市博物館を推薦した。

2024年の会議では、第4回日本博物館協会賞受賞館である明石市立天文科学館が発表し、Best in Heritageのウェブサイトに紹介された。

なお、この発表はThe Best in Heritageのホームページで視聴できる。

https://presentations.thebestinheritage.com/presentations_country.aspx?CountryID=115

<https://www.thebestinheritage.com/>

エ. 会員優遇施設の情報提供

ICOM会員に対する入館料減免等の優遇措置について、ご提供いただける施設の増加に努め、情報をホームページで公開した。

オ. 『博物館研究』誌への「ICOMレポート」等の掲載

ICOMを中心とする博物館の海外情報等を積極的に発信し、国内の博物館制度の充実等に参考となる情報提供と共有に努めた。

カ. ICOM Koreaとの連携

ICOM Koreaより、ICOM 日本委員会HPに掲載しているジャーナルをThe Korean Museum Associationと共同出版するオンライン冊子「Museum Connection」に掲載したいとの依頼を受けた。2023年はジャーナル2本、2024年は記事1本が韓国語で掲載された。2025年も引き続き掲載依頼を受けている。

キ. Museum Basics – the International Handbookへの協力

第5版に小規模館の取り組みを掲載するにあたり、日本の事例を紹介してほしいとの依頼を受けた。The Best in Heritage受賞館他、いくつかの館を紹介した。

(6) 会員拡充・広報

ア. 個人会員数は645名から684名に39名増加（新入会員78名、退会者39名のため実質39名の増加）、団体会員は60となった（新入館3館、退会1館のため実質2館の増加）。

イ. 日本委員会ホームページおよびFacebook等を活用し、好評を得ているリレーコラム「ミュージアムの現場から」や、共催事業等の告知等コンテンツの充実を図った。

ウ. YouTube ページで「国際博物館の日記念シンポジウム」の動画を公開した。

2. 2024年度収支決算（案）（2024年4月1日～2025年3月31日）

(単位：円)

	2024年度決算 (A)	2023年度決算 (B)	増減 (A) - (B)
I. 経常収益			
会費収入	16,392,000	14,221,300	2,170,700
会費収入*	16,392,000	14,221,300	2,170,700
その他収入	5,403	56	5,347
寄附金	0	0	0
受取利息	5,403	56	5,347
経常収益計	16,397,403	14,221,356	2,176,047
II. 経常費用			0
会費支出	13,539,230	11,686,239	1,852,991
会費支出	13,539,230	11,686,239	1,852,991
負担金	20,000	20,000	0
負担金	20,000	20,000	0
事業費	20,612	0	20,612
ICOM大会関係	0	0	0
ウクライナ関係	20,612	0	20,612
その他	0	0	0
事務費	3,703,012	5,094,948	△ 1,391,936
会議費	20,900	35,400	△ 14,500
通信運搬費	209,924	207,894	2,030
消耗品費	100,000	100,000	0
賃金	2,155,528	3,298,225	△ 1,142,697
雑費	19,525	16,433	3,092
旅費	0	0	0
HP運営費	1,197,135	1,436,996	△ 239,861
経常費用計	17,282,854	16,801,187	481,667
III. 経常収支	△ 885,451	△ 2,579,831	1,694,380
IV. 期首残高	△ 1,689,421	890,410	△ 2,579,831
V. 期末残高	△ 2,574,872	△ 1,689,421	△ 885,451

* 本部が定める会費に20%を加算して年会費としている。

監事監査報告書

2024年度 ICOM 日本委員会決算

監査の結果、ICOM 日本委員会 2024 年度決算の帳簿証憑書類等が正確に
処理されていたことを認めます。

2025年 5月 9日

監事 駒見和夫



監事監査報告書

2024年度 ICOM 日本委員会決算

監査の結果、ICOM 日本委員会 2024 年度決算の帳簿証憑書類等が正確に
処理されていたことを認めます。

2025年 5月 12日

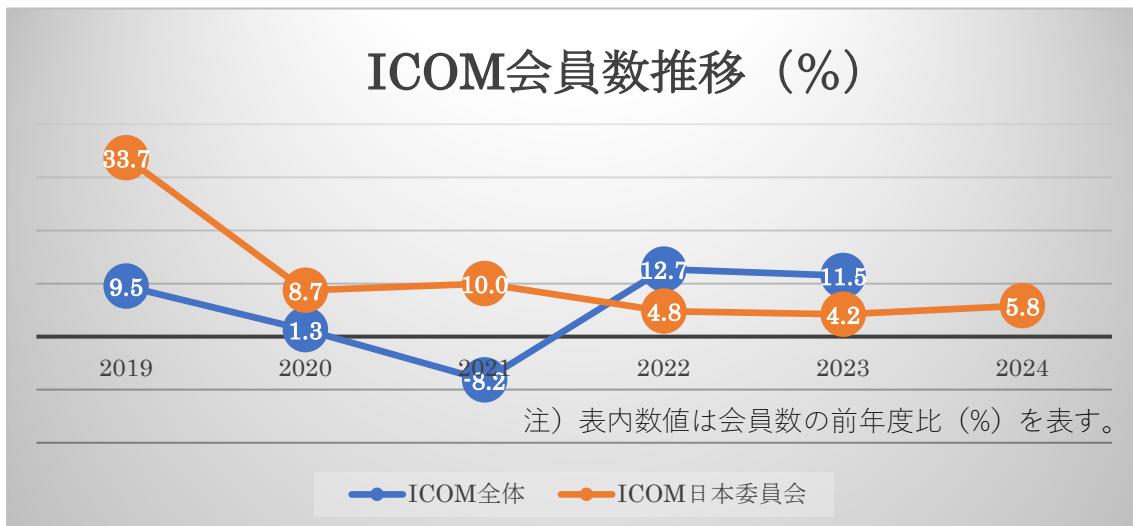
監事 望原 美智子

資料1-参考資料

ICOM 日本委員会会員数 (2025.3.31 現在)

個人：684名（内訳：正会員 525 退職会員 78 学生会員 68 賛助会員 13）

団体：60団体（内訳：団体 57 賛助会員 3）



会員数	2019	2020	2021	2022	2023	2024
ICOM 全体	48,931	49,547	45,493	51,302	57,208	未発表
ICOM 日本委員会	539	586	645	676	703	744

第2号議案：2025年度事業計画及び収支予算（案）

1. 2025年度事業（2025年4月1日～2026年3月31日）

（1）会議ほか

- ア. ICOM日本委員会理事会および総会（5月18日 東京国立博物館 平成館大講堂）
- イ. ICOMドバイ大会・臨時総会・諮問会議等（11月11日～17日 UAE・ドバイにてハイブリッド開催）
- ウ. その他必要に応じ諸会議の開催・出席

（2）主催事業

ア. 「国際博物館の日」記念事業の実施

2025年「国際博物館の日」のテーマ“*The Future of Museums in Rapidly Changing Communities*”（急激に変化するコミュニティにおける博物館の未来）に沿って、5月18日の「国際博物館の日」を中心に記念事業の開催等協力を求め、入館料の減免、記念品の作成・配付、特別展や講演会の開催等の記念行事を展開する。

本年は、208館316件の教育普及、入館料減免、記念品贈呈などの事業が実施・計画されている（5月12日時点）。

また、本年はICOM本部より、各館園でオリジナルポスターやバナー等を制作できよう様々なツールの提供があった。それを受け、当委員会制作のポスターを記念事業実施館園等に配布するのに加え、事業告知ツールとして活用いただくよう情報提供し、当事業の普及に努めている。（ICOMホームページに掲載の“Interactive Map”には、当委員会制作のポスター他、数館がオリジナルポスターを投稿）

イ. 「国際博物館の日」記念シンポジウムの開催

5月18日に東京国立博物館で開催する。

「ICOMドバイ大会に向けて」をテーマとして、ICOMドバイ大会について紹介するとともに、同大会で審議が行われるICOM倫理規程や内部規則の見直しの内容等について説明する。後日オンラインデマンドで配信する。

（3）関連事業（共催・後援等）

- ア. 大阪・関西万博でのシンポジウム「博物館の持続可能性—急激に変化する地域社会における博物館の未来」（中国・万博博物館、ICOM-ASPAC）への協力（吉田憲司副委員長登壇）
- イ. ICOMドバイ大会でのICOM-CCとのジョイントセッションの開催：文化財の保存・修理に関する日本人専門家の登壇・発表を予定（11月12日）

（4）諸活動

ア. 各ICOM国際委員会、その他関連会議への参加の促進

各国際委員会の年次総会や研究大会に日本から積極的に参加する会員等を支援するため、在外派遣関連の補助金等に関する情報等を共有し支援する。

イ. ウクライナの博物館・文化遺産の保全・復旧活動支援のための取組み

戦争状態が長期化するウクライナの博物館・文化遺産に対して、寄附金の募集の継続をはじめ、被災した博物館や文化遺産の修復等を含め、日本としてでき得る支援を継続して実施する。

ウ. The Best in Heritageへの日本博物館協会賞受賞施設の推薦

第6回日本博物館協会賞を受賞した伊丹市昆虫館を推薦する。

なお、2025年の会議は、スペイン・バルセロナでの開催が予定されている。

<https://www.thebestinheritage.com/>

エ. 会員優遇施設の情報提供

ICOM会員に対する入館料減免等の優遇措置について、対応していただける施設の増加に努めるとともに、優遇を提供する館園をホームページで公開する。

オ. 『博物館研究』誌への「ICOMレポート」等の掲載

ICOMを中心とする博物館の海外情報等を積極的に発信し、国内の博物館制度の充実等に参考となる情報提供と共有に努める。

カ. ICOM Koreaとの連携

ICOM Koreaより、ICOM日本委員会がHPに掲載する他のジャーナルについてもオンライン冊子「Museum Connection」に掲載したいとの依頼を受けている。引き続き会員の活動について積極的に広めるとともに国際連携の強化に努める。

(5) 会員拡充・広報

ア. 個人会員については、引き続き新入会員数が増加傾向にある一方で、その約半数が退会している。こうした中、会員のメリットをより充実させるためにも、会員主導のワーキング・グループ等を通じ、ICOM本部の活動へのより積極的な参画を促す。

イ. 日本委員会ホームページ及びFacebook等を活用し、さらなるコンテンツの充実を図り、ICOMを中心とした博物館の国際的動向等に関する情報発信に努める。

2. 2025年度収支予算（案）（2025年4月1日～2026年3月31日）

(単位：円)

	2025年度予算 (A)	2024年度予算 (B)	増減 (A) - (B)
I. 経常収益			
会費収入	18,362,000	15,801,000	2,561,000
会費収入*	18,362,000	15,801,000	2,561,000
その他収入	5,403	50	5,353
寄附金	0	0	0
受取利息	5,403	50	5,353
経常収益計	18,367,403	15,801,050	2,566,353
II. 経常費用			
会費支出	14,254,000	13,190,000	1,064,000
会費支出*	14,254,000	13,190,000	1,064,000
負担金	20,000	20,000	0
負担金	20,000	20,000	0
事業費	0	0	0
ICOM大会関係	0	0	0
ウクライナ関係	0	0	0
その他	0	0	0
事務費	3,950,000	3,900,000	50,000
会議費	50,000	50,000	0
通信運搬費	200,000	150,000	50,000
消耗品費	100,000	100,000	0
印刷製本費	50,000	50,000	0
賃金	2,000,000	2,000,000	0
雑費	50,000	50,000	0
旅費	0	0	0
HP運営費	1,500,000	1,500,000	0
予備費	200,000	200,000	0
予備費	200,000	200,000	0
経常費用計	18,424,000	17,310,000	1,114,000
III. 経常収支**	△ 56,597	△ 1,508,950	1,452,353

* 2025年適用レート ¥164／€、2025年会費より本部が定める会費に30%を加算して年会費としている
(賛助会員除く)。

** 予算書は経常収支（単年度収支）のみ記載。

I COM日本委員会規程（2025年度改定案）

（名称・事務所）

- 第1条 この会は、I COM（国際博物館会議）日本委員会（以下「日本委員会」と称する）という。
- 第2条 日本委員会は、事務局を公益財団法人日本博物館協会内におく。

（目的・事業）

- 第3条 日本委員会は、**国内委員会として ICOM 本部に登録し**、**ICOM 規約**に従いその目的達成を図ると共に、国内における会員の活動の向上に資することを目的とする。
- 第4条 日本委員会は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。
1. I COMとの連絡および情報の交換
 2. I COM本部事業への参画
 3. 関連する他の国内、国際機構への協力
 4. 会員の国際的活動に対する援助
 5. 出版（デジタルを含む）に関する事業
 6. 情報・資料の調査・収集および伝達
 7. web サイトの運用
 8. その他必要な事業

（会員）

- 第5条 日本委員会会員（以下「会員」という）は、ICOM の個人会員（退職会員を含む）、団体会員、学生会員、個人賛助会員ならびに団体賛助会員から構成される。
- 会員は ICOM 規約第3条、第4条に該当する者で、入会を申し出、理事会が承認し ICOM 本部に登録されたものとする。
- 賛助会員は、日本委員会の趣旨に賛同し事業を援助する者で、理事会が承認したものとする。
- 団体会員および団体賛助会員は、それぞれ3名までの団体会員代表者および団体賛助会員代表者を登録することができる。

（会員の権利・義務）

- 第6条 個人会員、退職会員、団体会員代表者は、日本委員会の会員総会における投票権を有し、個人会員および団体会員代表者は、第9条に規定する役員に就任することができる。
- 会員は、I COMの国内、および国際会議に出席することができる。
- 会員は I COM本部または日本委員会が発行する刊行物その他の資料の配布を受けることができる。
- 第7条 会員は、その選択する1つの国際委員会に所属することができる。個人会員、退職会員および団体会員代表者は、その国際委員会の投票権を有する。
- また、上記以外の3つの国際委員会を選択し、情報を受け取ることができる。
- 第8条 会員は別に定める会費を負担するものとする。

(役員)

第9条 日本委員会に個人会員および団体会員代表者から成る理事（15名以内）、監事2名および参与（以下「役員」と称する）を置く。

理事定数の過半数未満の理事は、投票権を有する個人会員および団体会員代表者から立候補した者であって、理事会の審議と承認を得た者を就任させることができる。

理事への立候補と就任の手続きは別に定める。

理事会は、委員長1名、副委員長（3名以内）を理事の互選によって選出する。

監事は会員の中から理事会が選出し、委員長が任命する。

参与は職をもって公益財団法人日本博物館協会会長を充てる。

第10条 参与を除く役員の任期はそれぞれ1期3年とし、原則として、連続して2期6年を超えて再任することはできない。また、連続して12年を超えて役員にとどまることはできない。なお、前任者の退任によって役員に就任した場合、初任期の在職期間は上記任期制限の対象としない。

(役員の職務・権限)

第11条 委員長は会務を総理し、日本委員会を代表し、理事会および会員総会を召集しその議長となる。

副委員長は委員長を補佐し、委員長に支障あるときはその職務を代理する。

監事は会務・会計を監査し、総会に報告する。

(理事会)

第12条 理事会は、原則、年2回以上開催する。

理事会は委員長を議長とし、予算案、事業計画案を立案し、役員を選出し、会員の資格を審査、承認し、会費の額を定め、その他日本委員会運営の責に任ずる。

理事会は理事会構成員の2/3（委任を含む）以上の出席をもって成立し、議事は出席者の過半数の賛成をもって決する。但し、可否同数のときは議長の決するところによる。

委員長は理事会構成員の1/3以上が目的を示して請求したとき、臨時に理事会を招集しなければならない。

(顧問・名誉会員)

第13条 日本委員会に顧問および名誉会員を置くことができる。

顧問は役員としてとくに功労のあった者を理事会に諮って委員長が委嘱する。

顧問は理事会の要請により日本委員会の会議に出席して意見を述べることができる。

名誉会員は会員として永く貢献した者を理事会において推薦し決定する。

(会員総会)

第14条 会員総会は毎年1回開催する。

総会は委員長を議長とし、以下の事項について承認、議決する。

1. 事業報告、決算報告
2. 事業計画、予算案
3. 役員の任免
4. 規程の改定

5. その他日本委員会の事業に関する事項

- 第15条 会員総会は投票権保有会員の 10%（委任を含む）以上の出席をもって成立する。但し、この場合は 5 人以上の投票権保有会員の出席を必要とする。
- 第16条 会員総会の議事は出席者過半数の賛成をもって決する。
但し、可否同数のときは議長の決するところによる。
- 第17条 委員長は投票権保有会員の 3 分の 1 以上が、目的を示して請求したとき、臨時にそれぞれ理事会または会員総会を召集しなければならない。

（財政・会計）

- 第18条 日本委員会の財源は、会費、寄付金、補助金その他の収入をもってあてる。
- 第19条 日本委員会の資金は、現金および銀行預金とする。
- 第20条 日本委員会の会計年度は 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

（会員資格の喪失）

- 第21条 会費を滞納、または会員として適當と認めがたい行為があったときは、理事会はこれを除名することができる。
- 第22条 第 4 条の事業を行なうため必要に応じ、専門部会等を設けることができる。
- 第23条 日本委員会に若干名の事務局員を置くことができる。
事務局員は委員長の指揮を受け、この会の事務を処理する。

附 則

- 1 この規程の改正および規程施行のため必要な事項は総会で定める。
改正案は 28 日前までに会員に配布される。規程の採用および改正は会員の 1/3（委任を含む）以上の出席、出席した会員の 3/4 以上の承認を必要とする。再改正案は些細である場合のみ、その総会で改正できる。これが些細か否かは議長が決定する。
- 2 この規程は昭和 46 年 4 月 1 日より施行する。

(昭和 50 年 5 月 8 日一部改正)
(昭和 55 年 4 月 1 日一部改正)
(昭和 58 年 4 月 13 日一部改正)
(昭和 59 年 6 月 12 日一部改正)
(平成 5 年 5 月 25 日一部改正)
(平成 29 年 5 月 28 日一部改正)
(令和 7 年 5 月 18 日一部改正)

ICOM日本委員会規程 新旧対照表	
ICOM日本委員会規程（現行）	ICOM日本委員会規程（改正案）
(名称・事務所)	(名称・事務所)
第1条 この会は、ICOM（国際博物館会議）日本委員会（以下「日本委員会と称する」という。）	第1条 この会は、ICOM（国際博物館会議）日本委員会（以下「日本委員会と称する」という。）
第2条 日本委員会は、事務局を公益財団法人日本博物館協会内におく。	第2条 日本委員会は、事務局を公益財団法人日本博物館協会内におく。
(目的・事業)	(目的・事業)
第3条 日本委員会はICOM規程に従いその目的達成を図ると共に、国内における会員の活動の向上に資することを目的とする。	第3条 日本委員会は、 <u>国内委員会としてICOM（国際博物館会議）本部に登録し、</u> ICOM規約に従いその目的達成を図ると共に、国内における会員の活動の向上に資することを目的とする。
第4条 日本委員会は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。 1. ICOMとの連絡および情報の交換 2. ICOM本部事業への参画 3. 関連する他の国内、国際機構への協力 4. 会員の国際的活動に対する援助 5. <u>出版</u> に関する事業 6. <u>機関誌の発行、情報・資料の調査・収集および伝達</u> 7. その他必要な事業	第4条 日本委員会は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。 1. ICOMとの連絡および情報の交換 2. ICOM本部事業への参画 3. 関連する他の国内、国際機構への協力 4. 会員の国際的活動に対する援助 5. 出版(デジタルを含む)に関する事業 6. 情報・資料の調査・収集および伝達 7. webサイトの運用 8. その他必要な事業

(組 織)	(会 員)
<p>第5条　日本委員会は ICOMの個人会員、団体会員、贊助会員として認められた国内 ICOM会員よりなる。会員のうちから15名以内の理事を理事会が選出する。</p> <p>会員は ICOM規約第2条、第6条に該当する博物館関係者で、入会を申し出、理事会が承認したものとする。</p> <p>贊助会員は、日本委員会の趣旨に賛同し、事業を援助するもので、理事会が推薦したものとする。</p>	<p>第5条　日本委員会会員（以下会員という）は、ICOMの個人会員(退職会員を含む)、団体会員、学生会員、個人贊助会員ならびに団体贊助会員から構成される。</p> <p>会員はICOM規約第3条、第4条に該当する者で、入会を申し出、理事会が承認し ICOM本部に登録されたものとする。</p> <p>贊助会員は、日本委員会の趣旨に賛同し、事業を援助する者で、理事会が承認したものとする。</p> <p>団体会員および団体贊助会員は、それぞれ3名までの団体会員代表者および団体贊助会員代表者を登録することができる。</p>
(権利・義務)	(会員の権利・義務)
<p>第6条　会員は日本委員会の総会および所属する国際委員会において投票権を有する。</p> <p>会員・贊助会員は、ICOMの国内、および国際会議に出席することができる。</p> <p>会員・贊助会員は ICOM本部または日本委員会が発行する刊行物その他の資料の配布をうける。</p>	<p>第6条　個人会員、退職会員、団体会員代表者は、日本委員会の会員総会および所属する国際委員会における投票権を有し、個人会員および団体会員代表者は、第9条に規定する役員に就任することができる。</p> <p>会員は、ICOMの国内、および国際会議に出席することができる。</p> <p>会員は、ICOM本部または日本委員会が発行する刊行物その他の資料の配布を受けることができる。</p>
<p>第7条　会員・贊助会員は日本委員会の承認を経て ICOM本部に登録される。</p> <p>会員および贊助会員の代表は、その選択する国際委員会に所属し、ICOMの事業に参加する。</p>	<p>第7条　会員は、その選択する1つの国際委員会に所属することができる。個人会員、退職会員および団体会員代表者は、その国際委員会の投票権を有する。</p> <p>また、上記以外の3つの国際委員会を選択し、情報を受け取ることができる。</p>

第8条 会員は別に定める会費を負担するものとする。 <u>贊助会員は別に定める贊助会費を負担するものとする。</u>	第8条 会員は別に定める会費を負担するものとする。
(役 員)	(役 員)
第9条 日本委員会に委員長1名、副委員長5名、監事2名をおく。委員長および副委員長は理事の互選により定める。監事は会員の中から理事会が選出する。	<p>第9条 日本委員会に個人会員および団体会員代表者から成る理事（15名以内）、監事2名および参与（以下 役員と称する）を置く。</p> <p>理事定数の過半数未満の理事は、投票権を有する個人会員および団体会員代表者から立候補した者であって、理事会の審議と承認を得た者を就任させることができる。</p> <p>理事への立候補と就任の手続きは別に定める。</p> <p>理事会は、委員長1名、副委員長（3名以内）を理事の互選によって選出する。</p> <p>監事は会員の中から理事会が選出し、委員長が任命する。</p> <p>参与は職をもって公益財団法人日本博物館協会会長を充てる。</p>
第10条 委員長、副委員長、理事ならびに監事（以下役員と称する）の任期はそれぞれ1期3年とし、連続して2期6年を超えて再任することはできない。また、いかなる場合も、連続して12年を超えて役員にとどまることはできない。なお、前任者の退任によって役員に就任した場合、初任期の在職期間は上記の任期制限の対象としない。	<p>第10条 参与を除く役員の任期はそれぞれ1期3年とし、原則として、連続して2期6年を超えて再任することはできない。また、連続して12年を超えて役員にとどまることはできない。なお、前任者の退任によって役員に就任した場合、初任期の在職期間は上記任期制限の対象としない。</p>
(役員の職務・権限)	(役員の職務・権限)
第11条 委員長は会務を総理し、日本委員会を代表し、会議を召集し、議長となる。	第11条 委員長は会務を総理し、日本委員会を代表し、理事会および会員総会を召集しその議長となる。
副委員長は委員長を補佐し、委員長に支障あるときはその職務を代理する。監事は会務・会計を監査し、総会に報告する。	副委員長は委員長を補佐し、委員長に支障あるときはその職務を代理する。監事は会務・会計を監査し、総会に報告する。

(会議)	(理事会)
第12条 理事は理事会を組織し、原則、年2回以上理事会を開催する。 理事会は <u>予算</u> 、事業計画を定め、役員を選出し、会員の資格を審査し、承認し、会費の額を定め、その他 <u>本運営</u> の責に任ずる。	第12条 理事会は、原則、年2回以上開催する。 理事会は <u>委員長</u> を議長とし、予算案、事業計画案を立案し、役員を選出し、会員の資格を審査、承認し、会費の額を定め、その他日本委員会運営の責に任ずる。 理事会は理事会構成員の2 / 3（委任を含む）以上の出席をもって成立し、議事は出席者の過半数の賛成をもって決する。但し、可否同数のときは議長の決するところによる。 委員長は理事会構成員の1 / 3以上が目的を示して請求したとき、臨時に理事会を招集しなければならない。
	(顧問・名誉会員) (旧21条から移動)
第13条 会員および賛助会員は理事会にオブザーバーとして出席することができる。(削除 *理事会、会員総会を分けて実施することによる)	第13条 日本委員会に顧問および名誉会員を置くことができる。 顧問は役員としてとくに功労のあった者を理事会に諮って委員長が委嘱する。 顧問は理事会の要請により日本委員会の会議に出席して意見を述べることができる。 名誉会員は会員として永く貢献した者を理事会において推薦し決定する。
	(会員総会)
第14条 総会は毎年1回開催する。	第14条 会員総会は毎年1回開催する。

	<p>総会は<u>会務の報告</u>をうけ、<u>決算を承認する。</u></p> <p>総会は<u>委員長を議長とし、以下の事項について承認、議決する。</u></p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 事業報告、決算報告 2. 事業計画、予算案 3. 役員の任免 4. 規程の改定 5. その他日本委員会の事業に関する事項
第15条 理事会は理事の2／3（委任を含む）以上の出席をもって成立する。 <u>(第12条に)</u> 総会は会員の10%（委任を含む）以上の出席をもって成立する。ただし、この場合は5人以上の会員の出席を必要とする。	第15条 会員総会は投票権保有会員の10%（委任を含む）以上の出席をもって成立する。但し、この場合は5人以上の投票権保有会員の出席を必要とする。
第16条 議事は出席者過半数の賛成をもって決する。 但し、可否同数のときは議長の決するところによる。	第16条 会員総会の議事は出席者過半数の賛成をもって決する。 但し、可否同数のときは議長の決するところによる。
第17条 委員長は理事の3分の1以上が、会議の目的を示して請求したとき、臨時にそれぞれ理事会または総会を召集しなければならない。	第17条 委員長は投票権保有会員の3分の1以上が、目的を示して請求したとき、臨時にそれぞれ理事会または会員総会を召集しなければならない。
(財政・会計)	(財政・会計)
第18条 日本委員会の財源は、会費、寄付金、補助金その他の収入をもってあてる。	第18条 日本委員会の財源は、会費、寄付金、補助金その他の収入をもってあてる。
第19条 日本委員会の資金は現金及び銀行預金とする。	第19条 日本委員会の資金は現金および銀行預金とする。

第20条　日本委員会の会計年度は4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。	第20条　日本委員会の会計年度は4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。
(顧問・名誉会員・参与)　(9条、13条に改編)	
第21条　日本委員会に顧問および名誉会員をおくことができる。 顧問は役員としてとくに功労のあった者を理事会に諮って委員長が委嘱する。 名誉会員は会員として永く貢献した者を理事会において推薦決定する。 顧問は理事会の要請により日本委員会の会議に出席して意見を述べることができる。 第2項　日本委員会に参与をおく。 参与は職をもって公益財団法人日本博物館協会会长を充てる。	
(資格の喪失)	(資格の喪失)
第22条　会員および贊助会員で会費を滞納し、または会員および贊助会員として適當と認めがたいことがあったときは、理事会はこれを除名することができる。	第21条　会費を滞納、または会員および贊助会員として適當と認めがたい行為があったときは、理事会はこれを除名することができる。
第23条　第4条の事業を行なうため必要に応じ、専門部会を設けることができる。	第22条　第4条の事業を行なうため必要に応じ、専門部会等を設けることができる。
第24条　日本委員会に書記若干名をおく。 書記は委員長の指揮を受け、日本委員会の事務を処理する。	第23条　日本委員会に若干名の事務局員を置く。 事務局員は委員長の指揮を受け、この会の事務を処理する。
附 則	附 則

<u>第25条</u> この規程の改正および規程施行のため必要な事項は総会で定める。 改正案は28日前までに会員に配布される。規程の採用及び改正は <u>会員</u> の1/3（委任を含む）以上の出席、出席した会員の3/4以上の承認を必要とする。再改正案は些細である場合のみ、その総会で改正できる。これが些細か否かは議長が決定する。	1 この規程の改正および規程施行のため必要な事項は会員総会で定める。 改正案は28日前までに会員に配布される。規程の採用および改正は 投票権保有会員 の3分の1（委任を含む）以上の出席、出席した投票権保有会員の4分の3以上の承認を必要とする。再改正案は些細である場合のみ、その総会で改正できる。これが些細か否かは議長が決定する。
<u>第26条</u> この規程は昭和46年4月1日より施行する。	2 この規程は昭和46年4月1日より施行する。
<u>第27条</u>	
(昭和50年5月8日一部改正)	(昭和50年5月8日一部改正)
(昭和55年4月1日一部改正)	(昭和55年4月1日一部改正)
(昭和58年4月13日一部改正)	(昭和58年4月13日一部改正)
(昭和59年6月12日一部改正)	(昭和59年6月12日一部改正)
(平成5年5月25日一部改正)	(平成5年5月25日一部改正)
(平成29年5月28日一部改正)	(平成29年5月28日一部改正)
(2020年6月10日一部改正)	(令和2年6月10日一部改正)
	(令和7年5月18日一部改正)

ICOM 日本委員会理事への立候補と就任の手続きに関する細則（案）

（総則）

第1条 ICOM 日本委員会規程第9条の規定により本細則を定め、ICOM 日本委員会の理事への立候補と就任の手続きは以下の各条の定めるところによるものとする。

（立候補）

第2条 理事に立候補できる会員は、投票権を有する個人会員および団体会員代表者とする。

第3条 立候補を希望する会員は、改選の年の2月末日までに所定の書類を作成し、日本委員会事務局に提出する。

（理事立候補者名簿の作成）

第4条 事務局は、理事立候補者名簿を作成し理事会に提出する。

（理事の選出・就任）

第5条 委員長は、次期理事候補者を選出するための理事会を招集する。

理事会は、理事立候補者名簿を基に、日本委員会規程第9条の定めにある理事定数の過半数未満（7名以内）の範囲で、**立候補者の中から ICOM での活動実績等を勘案し**、理事会の審議によって次期の理事候補者を選出する。

第6条 選出された理事候補者は、改選年度の会員総会において承認を得た上で理事に就任する。